

(外交防衛委員会)

防衛省設置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、本法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。